

地発0401第3号
基発0401第18号
平成22年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「非正規雇用労働条件改善指導員の配置について」の一部改正について

非正規労働者対策については、平成21年4月1日付け地発0401003号・基発0401006号「非正規雇用労働条件改善指導員の配置について」（以下「通達」という。）により都道府県労働局に非正規雇用労働条件改善指導員（以下「指導員」という。）を配置しているところであるが、今般、労働基準監督署にも指導員を配置することから、通達別紙1の「非正規雇用労働条件改善指導員規程（厚生労働省訓第22号）」を別紙1のとおり改正し、通達別紙2の非正規雇用労働条件改善指導員設置要領及び通達別紙3の非正規雇用労働条件改善指導員執務準則を別紙2及び3の新旧対照表のとおり改正することとしたので、遺憾なきを期されたい。

○厚生労働省訓第 3 4 号

部 内 一 般

非正規雇用労働条件改善指導員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 2 年 4 月 1 日

厚生労働大臣 長妻 昭

非正規雇用労働条件改善指導員規程の一部を改正する訓令

非正規雇用労働条件改善指導員規程（平成 2 1 年厚生労働省訓第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「都道府県労働局」の次に「又は労働基準監督署」を加える。

第 3 条中「都道府県労働局長」の次に「又は労働基準監督署長」を加える。

附 則

この訓令は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

「非正規雇用労働条件改善指導員規程」の新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">非正規雇用労働条件改善指導員規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に係る業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局又は労働基準監督署に非正規雇用労働条件改善指導員（以下「指導員」という。）を置く。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 指導員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関し、使用者団体等に対する指導及び助言を行うこと。</p> <p>(2) 非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関する資料の収集及び分析その他必要な事務を行うこと。</p> <p>第4条から第6条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年4月1日厚生労働省訓第34号)</p> <p><u>この訓令は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">非正規雇用労働条件改善指導員規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に係る業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局に非正規雇用労働条件改善指導員（以下「指導員」という。）を置く。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 指導員は、都道府県労働局長の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関し、使用者団体等に対する指導及び助言を行うこと。</p> <p>(2) 非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関する資料の収集及び分析その他必要な事務を行うこと。</p> <p>第4条から第6条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p>

「非正規雇用労働条件改善指導員設置要領」の新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="331 244 891 276">「非正規雇用労働条件改善指導員設置要領」</p> <p data-bbox="118 344 1104 520">非正規雇用労働条件改善指導員（以下「指導員」という。）の配置については、「非正規雇用労働条件改善指導員規程」（平成21年厚生労働省訓第22号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。</p> <p data-bbox="118 587 230 619">1 職務</p> <p data-bbox="147 635 1104 810">指導員は、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長の指示を受けて、非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関する指導、助言等を行う。</p> <p data-bbox="118 874 297 906">2～5 （略）</p> <p data-bbox="118 970 297 1002">6 発令手続</p> <p data-bbox="170 1018 1014 1050">指導員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。</p> <p data-bbox="129 1066 342 1098">(1) 委嘱の場合</p> <p data-bbox="170 1114 1037 1145">イ 局長は指導員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。</p> <p data-bbox="197 1161 678 1289">① 本人の承諾書（様式1） 1通 ② 履歴書（様式2） 1通 ③ 委嘱辞令（写）（様式3） 1通</p> <p data-bbox="170 1305 1104 1385">なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。</p> <p data-bbox="170 1401 1104 1433">ロ 局長は、委嘱したときは、非正規雇用労働条件改善指導員証票（様式1）を指導員に交付する。</p>	<p data-bbox="1346 244 1906 276">「非正規雇用労働条件改善指導員設置要領」</p> <p data-bbox="1140 344 2125 520">非正規雇用労働条件改善指導員（以下「指導員」という。）の配置については、「非正規雇用労働条件改善指導員規程」（平成21年厚生労働省訓第22号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。</p> <p data-bbox="1140 587 1252 619">1 職務</p> <p data-bbox="1169 635 2125 762">指導員は、都道府県労働局に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の指示を受けて、非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関する指導、助言等を行う。</p> <p data-bbox="1140 874 1319 906">2～5 （略）</p> <p data-bbox="1140 970 1319 1002">6 発令手続</p> <p data-bbox="1191 1018 2022 1050">指導員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。</p> <p data-bbox="1155 1066 1368 1098">(1) 委嘱の場合</p> <p data-bbox="1218 1114 2022 1145">局長は指導員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。</p> <p data-bbox="1218 1161 1700 1289">① 本人の承諾書（様式1） 1通 ② 履歴書（様式2） 1通 ③ 委嘱辞令（写）（様式3） 1通</p> <p data-bbox="1191 1305 2125 1385">なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。</p>

式4) (以下「証票」という。)を交付すること。

(2) (略)

(3) 解職の場合

局長は、指導員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

解職辞令(写)(様式5) 1通

なお、指導員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届(様式6)を徴すること。

(4) 証票の返納

局長は、証票の有効期間が満了したとき、指導員を解職したとき又は指導員が死亡したときには、証票を遅滞なく返納させること。

7 (略)

様式1～様式3 (略)

様式4

(表面：B8判)

第 _____ 号	
非正規雇用労働条件改善指導員証票	
(写真貼付欄) 縦 3 cm × 横 2.5 cm	氏名 _____ (_____ 才)
	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
	<u>上の者は非正規雇用労働条件改善指導員であることを証明する。</u>
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
○ ○ 労働局長 印	

(2) (略)

(3) 解職の場合

局長は、指導員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

解職辞令(写)(様式4) 1通

なお、指導員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届(様式5)を徴すること。

7 (略)

様式1～様式3 (略)

(裏面：B8判)

(注 意)

- 1 この証票は必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。
- 4 この証票は、新たな証票の交付を受けたとき又は指導員を解職されたときは、ただちに発行者に返還しなければならない。
- 5 この証票の有効期間は、_____年 月 日から_____年 月 日までとする。

様式5 (略)

様式6 (略)

様式4 (略)

様式5 (略)

「非正規雇用労働条件改善指導員執務準則」の新旧対照表

改正後	改正前
「非正規雇用労働条件改善指導員執務準則」	「非正規雇用労働条件改善指導員執務準則」
1 (略)	1 (略)
2 指導員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。 (1)～(3) (略)	2 指導員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。 (1)～(3) (略)
3 (略)	3 (略)
4 指導員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度局長又は署長が指名する者に報告し、その処理についての指示を受けなければならない。 (1)～(3) (略)	4 指導員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度局長が指名する者に報告し、その処理についての指示を受けなければならない。 (1)～(3) (略)
5 指導員は、局長又は署長の定める日に上記2の業務を行った場合には、別紙様式1により非正規雇用労働条件改善指導員勤務報告を作成するとともに、月の初めに前月分について別紙様式2により非正規雇用労働条件改善指導員月報を作成し、これに別紙様式1により作成した報告を添付して局長又は署長に報告するものとする。	5 指導員は、局長の定める日に上記2の業務を行った場合には、別紙様式1により非正規雇用労働条件改善指導員勤務報告を作成するとともに、月の初めに前月分について別紙様式2により非正規雇用労働条件改善指導員月報を作成し、これに別紙様式1により作成した報告を添付して局長に報告するものとする。
6 指導員は、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 庁外活動を行う場合には、非正規雇用労働条件改善指導員証票を携帯すること。	6 指導員は、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。 (1)～(4) (略)